

第2期

松山市子ども・子育て支援事業計画

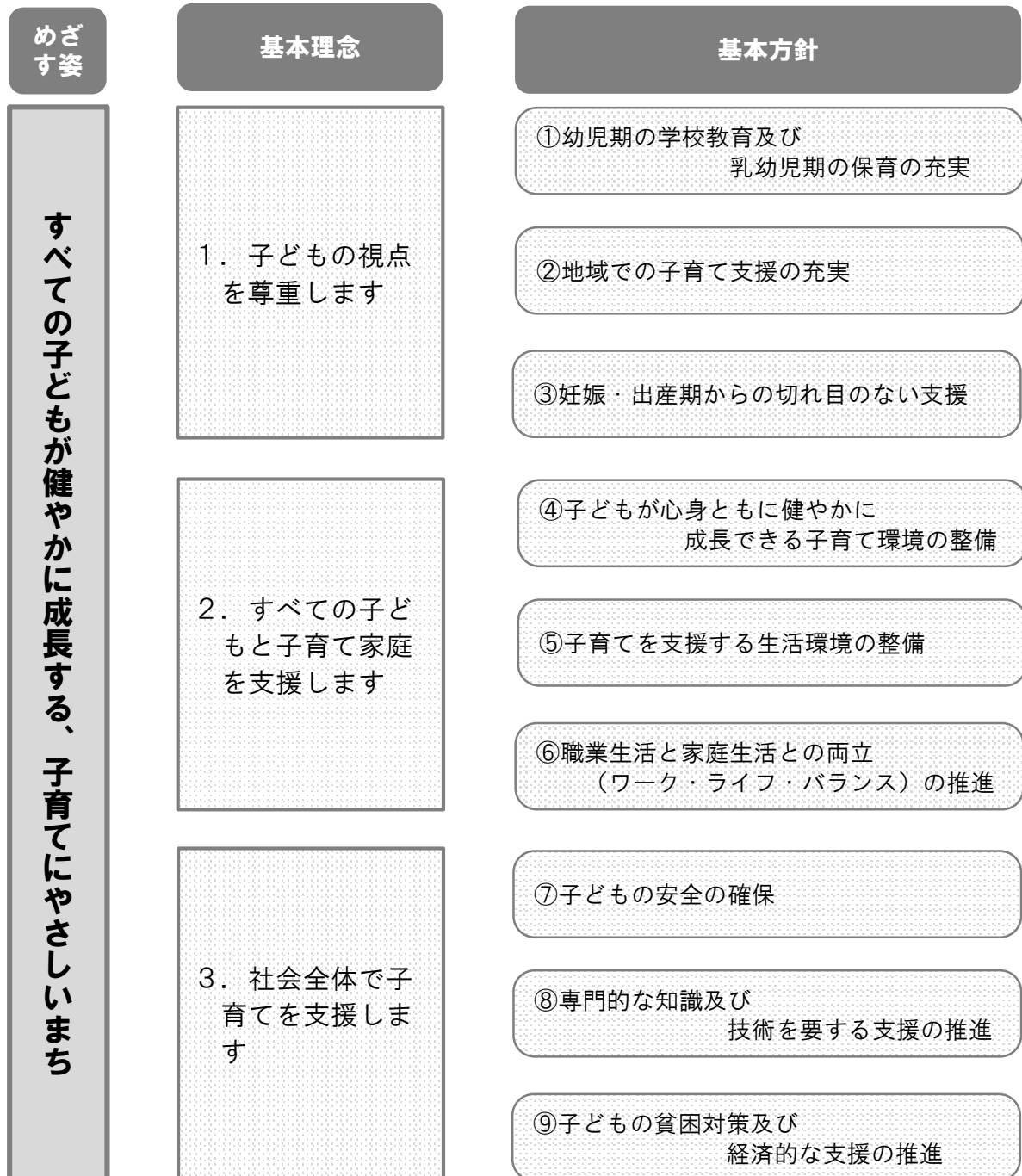
(案)

第4章：施策の展開

令和元年8月時点

第4章 施策の展開

1 施策体系



2 基本方針での基本施策と取組・事業

基本方針 1 幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実

◆◆ 推進施策 ◆◆

【1-1】幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実

(教育・保育部会で審議)

施設型保育給付

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
認定こども園	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	
幼稚園	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	
保育所	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	

地域型保育給付

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
家庭的保育事業	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	
小規模保育事業	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	
居宅訪問型保育事業	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	
事業所内保育事業	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	

基本方針 2 地域での子育て支援の充実

◆◆推進施策◆◆

【2-1】地域での子育て支援サービスの充実

(教育・保育部会で審議)

地域子ども・子育て支援事業

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
利用者支援事業	保育・幼稚園課 健康づくり推進課 子育て支援課	(教育・保育部会で審議)	
一時預かり事業	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	
延長保育事業	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	
病児・病後児 保育事業	保育・幼稚園課	仕事等の理由で、保護者が病気中の子ども(小学6年生まで)を家庭で保育できない場合に、市が委託した施設(医療機関)で一時的に保育し、保護者の子育てと就労の両立を支援します。	0歳～小学校6年生
地域子育て支援 拠点事業	保育・幼稚園課 子育て支援課 子ども総合相談 センター事務所	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。これにより、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。	0歳～小学校就学前の子どもとその保護者
児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)	子育て支援課	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供します。入会児童の増加に対応するため、 専用施設の増設などを行い 、量と質の向上に取り組みます。また、国の「 新・放課後子ども総合プラン 」に沿って、放課後子ども教室と放課後児童クラブの関係者が情報共有を図るなど連携して放課後子ども対策に取り組みます。	小学生

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
子育て短期支援事業	子育て支援課	保護者の病気、疲労等により家庭で養育することが一時的に困難になった児童を保護します。また、夫等の暴力から一時的に逃れるためや経済的な理由により緊急一時的に保護が必要になった母子の保護を行います。今後 <u>も子育て情報サイト等で</u> 周知に努め、利用を促進します。	18歳未満の <u>児童</u> 及び緊急一時保護の母子
養育支援訪問事業 その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	子ども総合相談センター事務所	若年妊婦、未 <u>健</u> 診妊婦のほか、育児ストレス、産後に不安感や孤立感を抱えるなど、さまざまな理由で養育支援が必要でありながら自主的に支援を求めることができない家庭を早期に発見し、必要な訪問支援を行います。今後も継続して支援を行い、家庭での安定した児童の養育が可能となるように努めます。 <u>(要支援児童等に対する適切な対応)</u> <u>また、松山市要保護児童対策地域協議会を設置し、学校や保育所、医療機関などさまざまな関係機関や団体と連携して、多様化、複雑化する子どもや家庭の問題に適切に対応します。</u>	0歳～18歳
妊婦一般健康診査事業	健康づくり推進課	妊婦一般健康診査(一部公費負担)を行い、妊婦及び胎児の健康の保持増進を図ります。 <u>母子健康手帳交付時に、保健師が全妊婦と面談し、受診勧奨を行います。</u>	妊婦
乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん訪問)	健康づくり推進課	生後4か月未満の乳児のいる家庭を保健師又は訪問員(母子保健推進員等)が訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。支援が必要な家庭には <u>継続して支援が届けられるよう、訪問員のスキルアップに努め、</u> 地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。	生後4か月未満の乳児のいる家庭
ファミリー・サポート・センター事業(育児)	子育て支援課	子育てに関し、「援助を受けたい方(依頼会員)」と「援助を行いたい方(提供会員)」両者のあつ旋等を行います。利用料の助成により依頼会員の増加を図るとともに、依頼会員数と提供会員数のバランスを保ちます。また、より安全な援助活動を行うための講習会を実施し、提供会員の知識及び技能の向上を図ります。	生後6か月の乳児～小学生
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	

地域子ども・子育て支援事業以外の事業

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
子ども総合相談	子ども総合相談センター事務所	子どもに関する総合相談窓口の「松山市子ども総合相談」で、子育て、虐待、不登校、いじめ、問題行動などの子どもに関するさまざまな問題や悩みを1か所で総合的に相談することができます。今後も相談体制の充実や職員のスキル向上を図り、迅速かつ的確な対応に努めます。	0歳～18歳
子育て支援サービス利用料の助成	子育て支援課	ファミリー・サポート・センターやシルバー人材センターが実施する保育園や児童クラブの送迎、預かりなどの子育て支援サービス利用料を助成します。また、ひとり親家庭(児童扶養手当受給者)を対象に助成額を増額します。	ファミサポ:生後6か月～小学生までの子ども の保護者 シルバー人材:1歳～小学生までの子ども の保護者
子育て情報の周知	子育て支援課	子育て情報を冊子、ウェブサイト、転入者向けパンフレット等さまざまな方法で周知します。分かりやすい情報の周知に努めます。	概ね20歳までの子どもと子育て家庭
家庭・子育て相談	子育て支援課	家庭での児童の健全育成の指導(家庭児童相談及び父子相談)、婦人の保護更生指導(婦人相談)、母子家庭・寡婦の身上相談や自立に必要な指導・助言(母子相談)を行います。	ひとり親世帯や寡婦、全年齢の女性
子育てサロンの運営	地域学習振興課	子育て中の親子が公民館や分館に集い、気軽に会話や情報交換をすることで、精神的な安定感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供する子育てサロンを運営します。	0歳～小学校就学前
地域におけるまちづくり推進事業	市民参画まちづくり課	地域全体で安心して子どもたちが成長し、子育てできるよう、町内会、公民館、地区社会福祉協議会などの地域団体や、企業、NPOなどの多様な主体がネットワークでつながるまちづくり協議会への支援をします。 住民主体のまちづくりに取り組むまちづくり協議会への支援を通じて、子どもたちの成長を育むとともに子育て環境の充実などに努めます。	
子育て応援券交付事業	子育て支援課	愛媛県、市町及び県内紙おむつ生産企業との官民協働により、第2子以降の出生時に紙おむつ購入に係る経済的支援を行うため、愛媛県の補助事業として県内市町が子育て応援券(1,000円×50枚綴り)を交付します。 子育て世帯の経済的な負担の軽減を図ることで、子育てしやすい環境を整えるとともに、ひいては出生率の向上に繋がります。	第2子以降の満1歳未満の子どもの保護者
商店街保育事業	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	

【2-2】保育サービスの充実

(教育・保育部会で審議)

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
休日保育事業	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	
夜間保育事業	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	
保育教諭及び保育士の研修事業	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	
一時預かり事業【再掲】	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	
公立保育所の民間委託	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	
地域保育所(認可外保育施設)施設運営補助事業	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	
事業所内保育施設の設置推進	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	
保育園庭芝生化事業	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	
幼稚園長時間預かり保育支援事業	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	
保育士等確保支援事業	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	
待機児童対策・保育の質向上事業	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	
産休等代替職員費補助事業	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	
公立保育所整備事業	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	

【2-3】児童の健全育成

地域で児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりや、青少年の健全育成に向けた地域社会全体での**取組**を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
児童遊園地・公園整備事業	子育て支援課 公園緑地課	地域の安全な遊び場を確保するため、児童遊園地及び公園を設置しています。定期的に遊具等の安全点検を実施します。	児童遊園地：概ね小学校低学年まで 都市公園：全年齢
児童館等管理運営事業	子育て支援課	児童館及び児童センターを市内8か所に設置しています。各施設で引き続き各種事業を実施し、地域の児童の健全育成を図ります。	0歳～18歳
育児相談事業	保育・幼稚園課 子ども総合相談センター事務所	認定こども園・幼稚園・保育所の教育・保育施設や、地域子育て支援センターでは、専門性を有する職員等の相談事業を実施し、子育ての不安感などを緩和して、子どもの健やかな育ちを引き続き支援します。	0歳～18歳
親子ふれあい事業	教育支援センター事務所	親子でさまざまな体験・学習活動等を行うイベントを開催します。親子のふれあい・参加者の交流を深めながら、家庭教育や生涯学習について考える機会を持ち、異年齢交流やボランティアの意識の向上を図ります。	小・中学生とその保護者
公民館元気活力支援事業	地域学習振興課	青少年を対象とした学習機会の提供や子どもを持つ親を対象とした学びの場を提供するとともに、公民館活動の紹介や地域情報を発信することにより、地域に密着した円滑な公民館運営を行い、元気で活力に満ちた人づくり・地域づくりを推進します。	全年齢
野外活動センター運営事業	スポーツイングリッシュ推進課	青少年の健全育成を図るため、野外活動センターの自然や施設を生かし、指定管理者である(公財)松山市文化・スポーツ振興財団が季節に応じた様々な野外活動を体験する機会を提供します。	全年齢
放課後子ども教室運営事業	地域学習振興課	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用した、子どもの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を実施します。また、国の「 新 ・放課後子ども総合プラン」に沿って、放課後子ども教室と放課後児童クラブの関係者が情報共有を図るなど連携して放課後子ども対策に取り組めます。	小学生
子ども育成事務事業(子ども育成条例関係)	教育支援センター事務所	子どもを育成するための施策を総合的に推進するため、まつやま子ども育成会議を運営します。また、子ども育成条例やまつやま子どもの日の趣旨等の普及を図るため、まつやま子どもの日及びまつやま子ども週間には、 事前にHPやPTAを通じてイベント情報を発信し、周知・啓発に取り組み、各種事業を実施します。	全年齢

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
青少年センター管理運営事業	教育支援センター事務所	施設を利用する個人及び団体が、年間を通じて利用できる環境整備、受付等の管理運営業務を実施しています。青少年の交友と研さんの「場」と「機会」を提供し、社会性豊かな青少年の健全育成を図ります。	小学生を除く12歳以上35歳未満
不登校対策総合推進事業	教育支援センター事務所	訪問交流型不登校対策、パソコンを使った学校復帰支援、適応指導教室の運営などにより、不登校児童生徒への学校復帰や社会的自立に向けたさまざまな支援を行います。	18歳未満
問題行動等対策事業	教育支援センター事務所	児童生徒の問題行動等について、教師や関係機関との連携を図りながら、児童生徒やその保護者との関わり、生徒指導面等への支援や自立支援教室の運営を行います。	18歳未満
おはなし会事業	中央図書館事務所	乳幼児・児童を対象としたおはなし会を市立図書館各館で実施するとともに、市立幼稚園や、移動図書館の機動性を活用した出前講座でも開催するなど、さまざまな機会をとらえて、読み聞かせによる子育て支援の充実に努めます。また、おはなしボランティア養成講座などを定期的に関催し、ボランティアの育成や普及に努めます。	全年齢
幼年少年消防クラブ育成事務	消防局地域消防推進課	幼年消防クラブ加入園及び少年消防クラブ加入校を対象に、「1日消防学校」や「みんなの消防フェスタ」への参加等を通じて防火防災についての学習を実施します。今後も児童の防火・防災意識の啓発に努めます。	小学生以下
児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)【再掲】	子育て支援課	推進施策【2-1】参照	小学生

【2-4】公共施設等の活用や世代間交流の促進

公共施設や商店街の空き店舗等の活用、また、地域の高齢者等の参画による世代間交流の促進を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
いきがい交流センターしみず管理運営事業	高齢福祉課	小学校の余裕教室を活用し、高齢者の生きがいづくりの場として「地域交流事業」などを実施し、高齢者と児童の交流を行っています。また、「ふれあい教室」などを開催し、地域福祉の拠点として福祉・学習コミュニティの形成と融合を図ります。	主に小学生
親子ふれあいコミュニティ広場事業	保育・幼稚園課	教育時間終了後や長期休業中に市立幼稚園の園庭を開放し、在園児親子や地域の未就園児親子が楽しく過ごす時間と場所を提供し、芝生園庭の有効活用に努めます。保護者・子ども・教師が、ともにいろいろな遊びを楽しんだり、子育て相談をしたりする中で、子どもの成長を感じ、育児への意欲を喚起するとともに、育児不安の解消、保護者同士のつながりを広げる機会としていきます。また、私立幼稚園の同種事業の周知にも努めます。	0歳～小学校就学前の子どもとその保護者
地域活動クラブ事業	子育て支援課	みらいクラブ(レクリエーションやボランティア活動を通じて地域の子育て応援団として活動している団体)を支援することにより、地域に根ざした子育て支援活動を推進します。	概ね小学生以下 の子どもとその保護者

基本方針 3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

◆◆ 推進施策 ◆◆

【3-1】子どもや母親の健康の確保

妊娠期や出産期等を通じて母子の健康が確保されるよう、母子保健での健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
1歳6か月児健診	健康づくり推進課	1歳6か月～2歳未満の幼児を対象に集団健診及び内科診療を行い、幼児の健康の保持推進を図ります。今後も、個別通知や広報掲載等により受診勧奨を行い受診率の向上に努めます。	1歳6か月～2歳未満
3歳児健診	健康づくり推進課	3歳～4歳未満の幼児を対象に問診、身体計測、診察、歯科健診、育児相談等を行い、幼児の健康の保持推進を図ります。今後も、個別通知や広報掲載等により受診勧奨を行い受診率の向上に努めます。	3歳～4歳未満
パパ・ママのための教室	健康づくり推進課	妊娠6～9か月の初妊婦とその夫、妊娠・出産に不安がある妊婦とその夫を対象に沐浴等の実習を行い、夫婦で育児の実技を習得するとともに、講話を通して親としての心構え等を <u>学ぶなど、親になる</u> 準備ができるよう支援します。 妊娠届出時に保健師が全妊婦と面談し、周知します。 夜間や休日に実施し、夫が参加しやすい環境づくりに努めます。	妊娠6～9か月の初妊婦と <u>その夫</u> <u>妊娠・出産に不安がある妊婦とその夫</u>
マタニティ相談会	健康づくり推進課	妊娠5～9か月の初妊婦及び、妊娠・出産に不安がある妊婦を対象に、講話や実技を通して、産前・産後の準備や育児技術の取得と同時に、専門職の相談を行います。 専門職の相談と、妊婦間の意見交換もを行い、妊婦の孤立感の解消に努めます。	妊娠5～9か月の初妊婦 <u>及び</u> 妊娠・出産に不安がある妊婦
妊婦一般健康診査事業【再掲】	健康づくり推進課	推進施策【2-1】	妊婦
乳児一般健康診査	健康づくり推進課	3～4か月の乳児及び9～10か月の乳児を対象に、出生届の受付時に乳児一般健康診査受診票を交付し、医療機関にて個別健康診査を行います。今後も継続して受診勧奨を行います。	3～4か月及び 9～10か月の乳児

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) 【再掲】	健康づくり推進課	推進施策【2-1】参照	生後4か月未満の乳児のいる家庭
予防接種	保健予防課	予防接種法で定められた各予防接種を啓発・実施することにより、疾病の発生・まん延を予防し、子どもたちの健康の保持・増進を図ります。	生後2～90 か月(ワクチンにより異なる)
乳幼児を持つ親のための救急講習	消防局警防課	乳幼児を持つ保護者を対象に、心肺蘇生法、応急手当、AEDの取扱い、救急車の適正利用等を内容とする講習を行います。今後も乳幼児の救命手当等の普及啓発に努めます。	乳幼児の保護者
パパ・ママ救命講習	消防局警防課 健康づくり推進課	妊産婦の夫婦対象に、保健師による新生児・乳児の身体的特徴についての講義と救急隊員等による心肺蘇生法、AEDの取扱い、気道異物除去等を内容とする講習を行います。	妊産婦とその夫
不妊治療費助成事業	健康づくり推進課	特定不妊治療を受けている夫婦の経済的な負担の軽減を図るため、指定医療機関での治療に要した費用の全部又は一部を助成します。	該当要件に合致した夫婦
5歳児相談	健康づくり推進課	発達上の課題や社会性の問題がある幼児(年中児)とその保護者に対して、個別相談を実施することにより、保護者の育児不安の軽減を図ります。また、相談や助言の内容が園での生活に活かせるよう、情報の共有に努め、児の健やかな成長発達を促します。家庭や園で、児の特性に応じた関わりができ、発達がより促され安心して就学が迎えられるよう保育・教育などの関係部署と連携を図ります。	発達上の課題や社会性の問題がある幼児(年中児)とその保護者
モグモグ相談	健康づくり推進課	乳幼児の成長に応じた離乳食や幼児食について、栄養士が相談支援を行うことにより、保護者の育児不安を軽減し、乳幼児の健やかな発育を促すよう支援します。0歳から概ね6歳の乳幼児を対象に、すすく・サポート等で実施します。予約制で、十分な相談時間を確保し、個々の状況を確認しながら助言を行い、育児不安の解消に努めます。	0歳～概ね6歳の乳幼児
すすく相談	健康づくり推進課	乳幼児の健康状態を観察し、保健師による相談指導を行うことにより、保護者の育児不安の軽減に努め、乳幼児の健やかな発育・発達を促すよう支援します。0歳から概ね6歳の乳幼児を対象に、すすく・サポート5か所で、開所日は毎日実施し、相談しやすい体制づくりに努めます。	0歳～概ね6歳の乳幼児

【3-2】「食育」の推進

乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、食事づくり等の体験活動や子ども参加型の**取組**を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
在園児・保護者に対する食育事業	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	
地域の子育て家庭に対する食育事業	保育・幼稚園課	「松山市食育推進計画」に基づき、地域子育て支援センターや地域等の関係機関が連携し、子育て家庭等を対象に、食に関する講習会、離乳食等食に関する情報発信、個別の栄養相談を実施します。	0歳～小学校就学前の子ども ^① 保護者
市民食育講座	健康づくり推進課	各地域で、幅広い世代を対象に、栄養士や食生活改善推進員による講習と調理実習を行います。正しい食事のあり方、知識の普及、郷土料理の伝承等栄養の情報を発信し、健康づくりを支援します。	全年齢
栄養相談	健康づくり推進課	管理栄養士等が食べ物・栄養に関する相談や食事指導等を行います。離乳等の食事に関する個別指導も行っています。乳幼児期から思春期を通じて発達段階に応じた具体的な指導を行い、栄養・食生活等の情報提供なども実施していきます。	全年齢
子どもの食物アレルギー講座	健康づくり推進課	子どもの食物アレルギーについて、正しい情報や知識を提供し、不安や悩みが軽減できるよう支援をします。	全年齢
離乳食講座	健康づくり推進課	赤ちゃんの初めての食事である離乳食について、講話・試食・座談会等を通じ、子どもの成長に伴った進め方を知ることができる講座を実施します。	妊婦～生後7か月児 未滿 の保護者
学校給食での食育推進事業	保健体育課	「よりよい学校給食推進実施計画」に基づき、食育の推進に努めます。また、栄養教諭等を中心として、学校現場での食育推進体制の充実を図ります。	市立幼稚園児、小・中学生
モグモグ相談【再掲】	健康づくり推進課	推進施策【3-1】参照	0歳～概ね6歳の乳幼児

【3-3】思春期保健対策の充実

性に関する健全な意識の涵養^{かん}や、タバコやアルコール、薬物、思春期の心の問題に係る教育及び相談事業の充実等を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
思春期健康教育	健康づくり推進課 保健予防課 医事薬事課	思春期の児童・生徒の身体・心の変化や性感 染症等について伝えるとともに、妊婦体験や 子育て体験を行う機会の提供及びタバコやア ルコール、薬物に関する情報の提供やこれら に関する相談事業を実施します。また、思春 期に 関わる 児童・ 生徒 、教職員や保護者に対 して講演会等を開催します。	思春期の児童・生徒 及び保護者等

【3-4】小児救急医療の充実

乳幼児から小児等の急な発病に対応できるよう、小児救急医療について、関係機関と連携を図り体制の維持に努めます。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
小児の一次救急医療の確保	医事業事課	松山圏域の開業医・勤務医の協力を得て、21時から翌朝8時までの間、松山市急患医療センターに小児科医を配置し、夜間の小児救急医療を確保するとともに、休日については松山市医師会が運営する休日診療所に対して支援を行うことで休日の救急医療を確保しています。	0歳～中学生
小児救急医療体制の整備	医事業事課	松山圏域3市3町(松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町、久万高原町)が運営に関して応分の負担を行い、小児の急病患者へ応急処置を行う一次救急医療(松山市急患医療センター・松山市医師会休日診療所等)と、入院・手術等が必要な重症患者に対応する小児二次救急医療を整備し、症状に応じた救急医療の確保を行っています。なお、直接生命に 関わる 重篤な救急患者を収容・加療する三次救急医療には、県立中央病院救命救急センターが対応します。	0歳～中学生
小児救急医療の 正しい利用 に向けた啓発事業	医事業事課	幼稚園や保育所等で、乳幼児を持つ保護者を対象とする「小児救急医療啓発出前講座」を実施し、小児救急医療体制の現状や、救急医療機関の上手な利用方法、自宅で行うことができる応急的な処置について説明等を行い、「救急医療機関の適正な利用の仕方」について啓発を行い意識の向上を図ります。	乳幼児の 保護者
消防救急体制の充実	消防局警防課	すべての消防署・支署・出張所の救急車、救急車搭載型消防救急艇等の適正な運用により消防救急体制の充実を図ります。	全年齢

基本方針4 子どもが心身ともに健やかに成長できる子育て環境の整備

◆◆推進施策◆◆

【4-1】次代の親の育成

男女が協力して家庭を築くことの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野で連携を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
男女共同参画の推進	市民参画まちづくり課	男女共同参画の視点から、家事や育児・介護・働き方、防災など幅広い分野にわたるテーマを設定した講座やイベントを開催することで、互いに認め合い尊重しあって自分らしく生活できるような環境づくりについて、普及啓発に努めます。	全年齢
<u>子育て支援施策の周知</u>	<u>子育て支援課</u>	<u>企業や団体に対し、子育て施策や各種相談窓口について周知します。また、事例や利用者の声などを掲載し、利用しやすい情報発信に努めます。</u>	<u>企業・各種団体</u>
親子ふれあい事業【再掲】	教育支援センター事務所	推進施策【2-3】参照	小中学生とその保護者
親子ふれあいコミュニティ広場事業【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【2-4】参照	0歳～小学校就学前の子どもとその保護者
パパ・ママのための教室【再掲】	健康づくり推進課	推進施策【3-1】参照	妊娠6～9か月の初妊婦と <u>その夫</u> <u>妊娠・出産に不安がある妊婦とその夫</u>
マタニティ相談会【再掲】	健康づくり推進課	推進施策【3-1】参照	妊娠5～9か月の初妊婦及び妊娠・出産に不安がある妊婦

【4-2】子どもの生きる力の育成に向けた子育て環境等の整備

(教育・保育部会で審議)

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
学習アシスタント活用支援事業	学校教育課	学習アシスタントを各小中学校が主体的に活用することにより、児童生徒の基礎・基本と確かな学力の定着を図ります。	小・中学生
笑顔あふれる学校づくり推進事業 (「ふるさとまつやま」創造プラン)	保育・幼稚園課 学校教育課	平成29年度から 笑顔あふれる学校づくり推進事業(「ふるさと松山」創造プラン) としました。各幼稚園・小中学校が、独自の教育テーマを設定し、地域の教育力・教育資源を活用しながら教育活動を展開します。また、喫緊の教育課題である「小学校への 外国語 科導入を控えた外国語活動」や今後重視していくべき「ふるさと教育」など、教育委員会が設定するテーマに取り組むこともできます。そして、学校はふるさと松山に根を張り、地域と共にある学校を創造していきます。	3歳～中学生
通学区域の弾力的運用	学校教育課	新入学生と兄弟、また、 転入・転居者 を対象とした隣接校区選択制により、教育委員会が指定した学校よりも近い隣接校を選択できる機会を設け、通学距離、通学の安全性等、現在の校区制による問題点に対応しています。また、通学に公共の交通機関を利用できる市内中心部の小学校3校、豊かな自然の中で少人数による体験学習を実践している小学校2校では全市域選択制により市内全域から通学できます。	小・中学生
教職員研修事業	教育研修センター 一事務所	平成28年4月に開所した松山市教育研修センターを拠点に、教職員の資質向上を図るために、地域の特色や学校のニーズを踏まえた中核市研修を実施しています。愛媛大学教育学部等との連携による質の高い研修の提供、学校のOJT支援、自己啓発セミナー等の実施により教育専門職としての教職員の資質・指導力向上を図り、子どもの生きる力を育成します。	小・中学校教職員
危機管理マニュアルの作成	保育・幼稚園課 学校教育課	(教育・保育部会で審議)	
小規模校等学校間交流等支援事業	学校教育課	児童生徒のコミュニケーション能力の向上を目的に、小規模校や島しょ部等の学校の児童生徒が、他校の児童生徒等との交流を図るための移動に必要な経費を補助します。 (小中学校10校が実施)	小・中学生
幼保小中連携推進事業	保育・幼稚園課 学校教育課	(教育・保育部会で審議)	

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
幼稚園庭芝生化学業	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	
松山市幼児教育研修会	保育・幼稚園課 学校教育課	(教育・保育部会で審議)	
松山市幼児教育連絡協議会	保育・幼稚園課 学校教育課	(教育・保育部会で審議)	
特別支援教育事業	学校教育課	障がいのある幼児・児童・生徒と障がいのない幼児・児童・生徒と一緒に教育を受けられるように、特別支援教育指導員等が市内の幼稚園等や市立小中学校等に伺い、発達障がい等の幼児・児童・生徒への対応について相談・助言等を行い、障がい等の早期発見・早期支援に努めます。特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、教育相談等を実施し、特性把握や支援の在り方、就学先についての助言等を行います。また、特別支援教育推進協議会の活用や教職員研修の充実を図ります。	3歳～中学生
障がい等のある子どもの「学校生活支援員」活用支援事業	学校教育課	障がい等のある子どもたちが、豊かに学校生活を過ごせるようにするために、障がいや特性に応じて学習・生活支援を行う学校生活支援員を、松山市内の小中学校に配置し、子どもたち一人一人のニーズに応じた支援の充実に努めます。	小・中学生
いじめ対策総合推進事業(いのちを守る相談事業)	学校教育課	「いじめの問題」について、松山の子どもたちから絶対に犠牲者をださないことを第一の目的とし、よりきめ細かい対応をするために「いのちを守る相談活動」「子どもから広がるいじめ0活動」「いじめ問題対策・サポート事業」「いのちを守り育てる集い」の4事業を積極的に取り組み、いじめの問題の未然防止、早期発見早期解決に努めます。	小・中学生
生徒指導上の諸問題研究委員会	学校教育課	小中学校のいじめ・不登校の未然防止を目的として、市内の小中学校ブロック代表の生徒指導主事や関係機関、教育委員会が連携しながら未然防止のための方策を研究し、学校現場で実践することを通じて、いじめ・不登校の予防に取り組みます。	小・中学生
保育教諭及び保育士の研修事業【再掲】	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	
保育園庭芝生事業【再掲】	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	

【4-3】家庭や地域の教育力の向上

学校・家庭及び地域の連携の下に、家庭や地域での教育力を総合的に高める事業を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
夏休み親子消費者教室	市民相談課	子どものころから消費者問題に関心を持ってもらい、親子でのコミュニケーションを図る目的で夏休みに消費について学ぶ体験型の教室を実施します。	小・中学生とその保護者
PTA活動推進事業	教育支援センター事務所	松山市小中学校PTA連合会や各单位PTAでは、ネット環境の変化に伴う親の関わり方などについての講演会や家庭教育等をテーマにした講座・学習会等を開催し、保護者等の教養や資質の向上を図ります。また、市では情報交換や交流事業等の様々な活動を支援し、PTA活動の活性化を推進します。	小・中学生の保護者
親子ふれあい事業【再掲】	教育支援センター事務所	推進施策【2-3】	小・中学生とその保護者
公民館元気活力支援事業【再掲】	地域学習振興課	推進施策【2-3】	全年齢
放課後子ども教室運営事業【再掲】	地域学習振興課	推進施策【2-3】参照	小学生
地域子育て支援拠点事業【再掲】	保育・幼稚園課 子育て支援課 子ども総合相談センター事務所	推進施策【2-1】参照	0歳～小学校就学前の子どもとその保護者
子ども総合相談【再掲】	子ども総合相談センター事務所	推進施策【2-1】参照	0歳～18歳
親子ふれあいコミュニティ広場事業【再掲】	保育・幼稚園課	推進施策【2-4】参照	0歳～小学校就学前までの子どもとその保護者

【4-4】子どもを取り巻く有害環境対策の推進

雑誌やビデオ等、性や暴力等の有害情報に対して、地域住民とも連携・協力し対策を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
教育の情報化推進事業	教育研修センター事務所	小中学校の教職員を対象にICTスキルアップ研修会を実施しています。研修会等を継続的に実施するとともに、メディアリテラシー（情報を評価・識別する能力）の向上や情報モラル教育・プログラミング教育を推進します。また、発達段階に応じた指導が行えるよう、小中学校の連携を密にした、研修等を実施します。	小・中学校教職員

基本方針 5 子育てを支援する生活環境の整備

◆◆ 推進施策 ◆◆

【5-1】良質な住宅の確保

良質な子育て世帯向け賃貸住宅の供給支援や、市営団地の整備を行います。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
地域優良賃貸住宅(一般型)	住宅課	子育て世帯に向けた良質な賃貸住宅の整備費用及び家賃を助成することにより、民間事業者主体の良質な賃貸住宅の供給促進を検討します。	18歳未満
市営団地の整備	住宅課	市営住宅での子育て世帯等の居住安定確保に向け、安全性確保を最優先し、緊急度の高い団地から事業(実施設計、 外部改修 、工事)の実施を図り、災害に強い、安心・安全な居住環境の確保を目指します。	全年齢
市営住宅への優先入居	住宅課	子育て世帯等の居住の安定を確保するため 、中学校修了前の子どもがいる世帯や、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯については、市営住宅への入居抽選の際に優先枠を設ける など 、優先的に入居できるよう配慮しています。	18歳未満

【5-2】良好な居住環境の確保

公共賃貸住宅の整備、また建替時の保育所等の施設併設整備を検討します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
公営住宅建替事業	住宅課	建替時には、子育て世帯等多様な世帯に配慮した良質な住宅を供給し、ユニバーサルデザインの導入や集会所・広場の設置等、居住環境の向上を図ります。	全年齢

【5-3】安全な交通環境の整備

歩道の整備や松山駅周辺整備事業により交通環境の改善を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
安全歩行空間整備事業	道路建設課	歩道の新設により児童が安心して通学できるよう通学路の整備充実を図るとともに、交差点改良により交通事故を未然に防ぐなど交通安全対策を実施することで、子育て環境の充実を図ります。	全年齢
松山駅周辺整備事業	松山駅周辺整備課	JR松山駅周辺は、JR予讃線により市街地が東西に分断され、交通渋滞や踏切事故の発生など市民生活に支障をきたしていることから、県が事業主体となって実施する鉄道高架事業に併せ、松山駅周辺土地区画整理事業を行い、駅前広場や街路を整備し、また路面電車の延伸、関連街路事業を行います。これらの場所では、子ども、高齢者、障がい者など、すべての人が公共交通などの乗り換えがしやすいユニバーサルデザインに配慮した交通結節点機能を強化するとともに、安全性と利便性を備えた良好な市街地の形成を図ります。	全年齢

【5-4】安心して外出できる環境の整備

公共施設等のバリアフリー化等を推進し、環境整備を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
庁内託児室「キッズルーム」の設置	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	

【5-5】安全・安心まちづくりの推進

道路、公園等、公共施設での防犯対策を図り安全で安心なまちづくりを推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
児童遊園地・公園 整備事業【再掲】	子育て支援課 公園緑地課	推進施策【2-3】参照	児童遊園地：概ね小 学校低学年まで 都市公園：全年齢
公園内の照明灯 など防犯設備整 備と適切な管理	公園緑地課	夕方から夜間の公園利用者の利便性、安全性の向上を図ることを目的に園内灯等を設置します。また、死角をなくすよう施設の配置やせん定等の管理にも努め、子どもたちにも「安全・安心な公園」づくりを進めます。	全年齢
防犯灯設置助成 事業	市民参画まちづ くり課	町内会や自治体などが設置・維持管理する防犯灯の新設工事や器具取替工事・管球取替工事に対し、松山市防犯協会を通じて助成を行い、子どもたちが巻き込まれる夜間の事件や事故の未然防止を図ります。	全年齢
放置自転車対策 の実施による歩行 者環境の安全確保	都市・交通計画 課	ベビーカーの通行や子どもの手を引いて歩くなどの妨げとならないよう、放置自転車に対する警告・撤去活動、巡回整理員による放置自転車の整理、サイクルガイドによる駐輪場利用案内、商店街行事での無料駐輪券配布などを実施し、放置自転車の排除とともに駐輪場利用の定着に努めます。	全年齢
通学路等校区内 危険個所の交通 等安全対策	学校教育課 保健体育課	「通学路の合同点検」及び学校から随時要望があった個所で対策が必要とされた危険個所改善の進捗管理と実施状況の公表を引き続き行うとともに、通学路に限らず校区内の危険個所への安全対策の調整を行い、関係機関等と連携し、適時その改善に向けた 取組 を推進します。	小・中学生

基本方針6 職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進

◆◆推進施策◆◆

【6-1】多様な働き方の実現及び働き方の見直し等

短時間勤務等多様な働き方の実現に向け、労働者・事業主、地域住民等への広報・啓発・研修、情報提供等を積極的に推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
企業への意識啓発	子育て支援課 地域経済課	国や県、雇用関係機関や経済団体と連携しつつ、啓発チラシや各種セミナー、育児に関するポスター掲示等により次世代育成支援対策推進法や育児・介護休業法等の関係法令及び労働基準法による働き方改革の周知を図り、働きながら子育てしやすい労働環境の整備を進めます。	企業
能力開発や適応訓練などの人材育成支援	地域経済課	企業又は企業団体が、従業員の資質の向上を図るため研修等を受講する際に、その費用の一部を補助することで人材育成・確保を支援します。	企業
多様化する就業ニーズに対する支援	地域経済課	関係機関との連携の下、女性や若年者に対して、仕事と家庭の両立及び多様な働き方の実現に向けた職業能力開発や適応訓練などの支援を実施し、円滑に就業に <u>繋げていきます</u> 。また、若年求職者の窓口である「ジョブカフェ愛work」(愛媛県若年者就職支援センター)と連携し、職業相談・セミナーをはじめ <u>とした</u> 一連の就職支援サービスを提供及び個々のケースに応じたキャリアカウンセラーによるきめ細かな対応を図るなど、若年者の雇用対策・人材育成などに取り組みます。	求職者等
男女共同参画の推進【再掲】	市民参画まちづくり課	推進施策【4-1】参照	全年齢
<u>子育て支援施策の周知【再掲】</u>	<u>子育て支援課</u>	<u>推進施策【4-1】参照</u>	<u>企業・各種団体</u>

【6-2】仕事と子育ての両立の推進

教育・保育や児童クラブの運営事業（放課後児童健全育成事業）の充実等、仕事と子育ての両立支援のための体制整備や、関係法制度等の広報・啓発、情報提供等を積極的に推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
児童クラブ運営事業（放課後児童健全育成事業）【再掲】	子育て支援課	推進施策【2-1】参照	小学生
ファミリー・サポート・センター事業（育児）【再掲】	子育て支援課	推進施策【2-1】参照	生後6か月の乳児～小学生
男女共同参画の推進【再掲】	市民参画まちづくり課	推進施策【4-1】参照	全年齢
テレワーク業務創出支援	地域経済課	育児や家族の介護などで就業することが困難な人たちに、仕事と家庭の両立が可能となるテレワーク支援事業を実施します。社会的自立を目指す人たちに対する雇用の促進や、在宅で働くことを希望する人への就労を支援します。	ひとり親家庭等
育児休業中の育児支援	子育て支援課	支援者セミナーの開催など、育児休業中の育児を支援する体制を整えます。	地域子育て支援拠点事業従事者
子育て支援サービス利用料の助成【再掲】	子育て支援課	推進施策【2-1】参照	ファミサポ：生後6か月～小学生 まで の子ども の 保護者 シルバー人材：1歳～小学生 まで の子ども の 保護者
認定こども園【再掲】	保育・幼稚園課	（教育・保育部会で審議）	
幼稚園【再掲】	保育・幼稚園課	（教育・保育部会で審議）	
保育所【再掲】	保育・幼稚園課	（教育・保育部会で審議）	
家庭的保育事業【再掲】	保育・幼稚園課	（教育・保育部会で審議）	
小規模保育事業【再掲】	保育・幼稚園課	（教育・保育部会で審議）	

資料2

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
居宅訪問型保育事業【再掲】	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	
事業所内保育事業【再掲】	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	
事業所内保育施設の設置推進【再掲】	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	

基本方針 7 子どもの安全の確保

◆◆ 推進施策 ◆◆

【7-1】子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため警察、教育・保育施設、民間団体等が連携・協力し、総合的な交通事故防止対策を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
交通安全母の会を中心とした各種交通安全活動への参画	都市・交通計画課	交通安全教室への参画や、子どもに対する安全指導活動などへの協力を行い、交通安全の重要性について再認識を図るとともに、「交通安全は家庭から」の意識の醸成を図ります。	全年齢
地区交通指導員による指導・啓発	都市・交通計画課	各地区に交通指導員を配置し、交通安全教室への協力や街頭指導など、地域ぐるみで子ども等の交通弱者を交通事故から守ります。	全年齢
交通ルール順守の啓発	都市・交通計画課	交通安全教室、交通安全運動、チラシや市ホームページなどで交通ルール順守を啓発します。特にチャイルドシートの着用の徹底や自転車利用時のヘルメットの着用、安全基準に適合した幼児2人同乗用自転車の利用の呼びかけを行います。	全年齢
児童生徒をまもり育てる日	教育支援センター事務所	PTAや学校関係者、地域住民等で組織する見守り隊の活動や、警察関係者と連携し登下校を見守るなど、児童生徒の安全確保に取り組みます。	小・中学生

【7-2】子どもを犯罪等から守るための活動の推進

犯罪に関する関係機関との情報交換やパトロール活動の推進、防犯講習など、子どもを犯罪等から守る活動を推進します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
警察直通の非常通報装置の設置	保育・幼稚園課 学習施設課	市立の教育・保育施設及び小中学校（一部除く）等に警察直通の非常通報装置を設置し、乳児・幼児・児童・生徒の安全確保のため、防犯対策の充実を図り、不審者侵入等の突発的な事件に対処します。	0歳～中学生
防犯カメラの設置	保育・幼稚園課 学習施設課	不審者侵入等を未然に防ぐため、市立の幼稚園・小中学校・保育所（一部除く）に防犯カメラを設置し、子どもたちの安全・安心の確保に努めます。	0歳～中学生

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
教職員を対象とした防犯教室の開催	学校教育課	警察官等を講師として緊急時の避難方法や不審者対応について学ぶなど、 教職員を対象に防犯教室を開催します。また、その実践訓練として、各学校では避難訓練を行います。	小・中学校教職員
緊急避難場所「まもるくんの家」のステッカー配布	学校教育課	各小学校の通学路を中心に商店や事業所、住宅等に避難場所を表示して、緊急時、児童生徒の保護等、安全の確保を図ります。	小・中学生
MACネットCSC（子ども安心安全情報配信システム）	教育支援センター事務所	各警察署からの情報提供に 基づき 、市内各地域の不審者情報をメールで配信し、情報を共有することで、地域の安全安心な生活につなげます。	全年齢
青少年育成支援事務管理事業	教育支援センター事務所	青少年の喫煙や万引き等の非行防止を図るため、青少年育成支援委員を委嘱し、「愛の一声」運動を展開するとともに、学校や地域、さらに警察等の関係機関・団体と連携を図りながら、環境浄化活動や広報啓発活動を実施することで、心身ともに健全な青少年の育成に取り組めます。	18歳未満
危機管理マニュアルの作成【再掲】	保育・幼稚園課 学校教育課	（教育・保育部会で審議）	
安全安心指導者学校派遣事業	市民参画まちづくり課	専門の講師を派遣し、「インターネット安全教室（体験型）」、「情報モラル教室」、「不審者対応教室」、「薬物乱用防止教室」を実施し、犯罪・非行等の予防を目指します。 児童や生徒が犯罪に巻き込まれるのを未然に防ぐため、今後も引き続き、ルールやマナー、心得などを学ぶ教室を開催していきます。	小・中学生

【7-3】子どもを災害から守るための活動の推進

(教育・保育部会で審議)

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
命を守る！防災士養成事業	危機管理課 保育・幼稚園課 学校教育課	災害発生時に専門的な知識を持ち、適切な対応や指示ができる人材を確保するため、市立幼稚園、小中学校の教職員及び市立保育所等の保育士が、松山市消防局が実施する「防災士養成事業」に参画し、防災士資格を取得します。(各幼稚園・保育所・小中学校に2人程度を配置)	幼稚園、保育所、小・中学校教職員
応急手当普及員の養成	保健体育課 消防局警防課	学校現場で初動期の救命救急活動が適切に遂行できるよう、松山市消防局と連携し、教職員の応急手当普及員の有資格者の養成講習を計画的に実施します。また、有資格者の全校配置を堅持しつつ、資格更新講習を通じてそのスキル維持にも努めます。	小・中学校教職員
危機管理マニュアルの作成【再掲】	保育・幼稚園課 学校教育課	(教育・保育部会で審議)	

基本方針 8 専門的な知識及び技術を要する支援の推進

◆◆ 推進施策 ◆◆

【8-1】児童虐待防止対策の充実

児童虐待に対する総合的な支援に向け、教育・福祉・医療・保健等の関係機関の協力体制の構築、保護者の育児不安に対する相談体制の整備等を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
要保護児童対策事業	子ども総合相談センター事務所	虐待・不登校や問題行動等の要保護児童等への継続した支援、総合的支援、予防的支援に努め、医療、保健、福祉、教育などの関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会の連携強化や体制整備を図ります。	0歳～18歳
養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業【再掲】	子ども総合相談センター事務所	推進施策【2-1】参照	0歳～18歳
子ども総合相談【再掲】	子ども総合相談センター事務所	推進施策【2-1】参照	0歳～18歳
家庭・子育て相談室【再掲】	子育て支援課	推進施策【2-1】参照	ひとり親世帯や寡婦、全年齢の女性

【8-2】ひとり親家庭の自立支援の推進

子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策等について、総合的な対策を実施するとともに、ひとり親家庭に対する相談体制の充実や各種情報の提供を行います。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
子育て短期支援事業【再掲】	子育て支援課	推進施策【2-1】参照	18歳未満の児童及び緊急一時保護の母子
ひとり親家庭等日常生活支援事業	子育て支援課	ひとり親家庭等が疾病等の事由により、一時的に生活援助が必要な場合、その世帯に家庭生活支援員を派遣して援助を行います。	ひとり親家庭等
ひとり親家庭等自立促進対策事業	子育て支援課	ひとり親家庭等を対象に、就労に際して必要な知識や技能を身に付けるための講習を実施します。また、養育費相談及び弁護士相談を行います。	ひとり親家庭等

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
母子生活支援施設事業	子育て支援課	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、入所者の生活の安定と自立促進に向けて、生活相談・就労相談・支援業務等を通じてその入所者を支援します。	18歳未満の子ども <u>の</u> <u>いる</u> 母子家庭
テレワーク業務創出支援【再掲】	地域経済課	推進施策【6-2】参照	ひとり親家庭等
子育て支援サービス利用料の助成【再掲】	子育て支援課	推進施策【2-1】参照	ファミサポ：生後6か月～小学生 <u>まで</u> の子ども <u>の</u> 保護者 シルバー人材：1歳～小学生 <u>まで</u> の子ども <u>の</u> 保護者
子ども健全育成事業（土曜塾）	生活福祉総務課 子育て支援課	生活保護受給世帯を含む低所得者世帯及び児童扶養手当の全部支給世帯の中学生に、居場所としての学習の場「土曜塾」を提供し、学習支援や生活指導等を行います。学習支援や生活指導等を行うことで、教育格差を是正し、対象生徒の将来的な進路選択肢を広げ、「貧困の連鎖」の防止を目指します。	<u>生活保護世帯、低所得者世帯、児童扶養手当全部支給世帯の中学生</u>

【8-3】障がい児施策の充実

障がい児など配慮を要する子どもが日常生活する上での支援や、障害の有無にかかわらず教育や保育を受けられるための教育・保育支援体制の整備等を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
障がい児の支援事業	障がい福祉課	補装具の交付・修理・借受け、日常生活用具の給付、重度身体障害児(者)住宅整備事業について、当該児の福祉の増進を図ります。	18歳未満
居宅介護・移動支援事業	障がい福祉課	在宅の障がい児の自立と社会参加を目的として、家庭にホームヘルパーを派遣し、身体、家事や移動の介護サービスを提供します。今後も利用者のニーズを把握しながら、継続して実施します。	18歳未満
障害児等療育支援事業	障がい福祉課	在宅の障がい児 <u>等</u> の地域生活を支えていくために、障がい児施設機能を活用し <u>療育</u> 、相談体制の充実を図ります。	18歳未満
障害児通所支援事業	障がい福祉課	通所等による <u>療育</u> を希望する障がい児 <u>等</u> に対して、生活訓練、社会適応訓練、機能回復訓練、外来相談等を行います。	18歳未満

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
短期入所・日中一時支援事業	障がい福祉課	障がい児等 を介護している保護者が疾病等の理由により家庭で介護ができない場合等、(緊急に)施設に短期間入所や日中での活動の場を確保することにより、 障がい児 及びその家族の福祉の向上を図ります。	18歳未満
児童発達支援センターひまわり園運営等事業	障がい福祉課	児童発達支援センターひまわり園運営事業により日常生活動作、運動機能に係る指導訓練等必要な 療育 を行い、運動機能等の低下を防止するとともに発達を促します。	0歳～小学校就学前
認定こども園、幼稚園、保育所等での障がい児保育の充実	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	
児童クラブの障がい児 等 受入れ促進	子育て支援課	障がい児など、配慮を要する児童を受け入れるための環境整備に取り組むとともに、受入 状況に応じて支援員等を増員します。	小学生
特別支援教育事業【再掲】	学校教育課	推進施策【4-2】参照	3歳～中学生
障がい等のある子どもの「学校生活支援員」活用支援事業【再掲】	学校教育課	推進施策【4-2】参照	小・中学生

基本方針9 子どもの貧困対策及び経済的な支援の推進

◆◆ 推進施策 ◆◆

【9-1】子どもの貧困対策及び経済的な支援の推進

児童手当、児童扶養手当など、各種経済支援を行います。また、貧困の連鎖を生むことがないように、子ども健全育成事業（土曜塾）など、子どもの貧困対策を行います。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
子ども医療助成事業	子育て支援課	少子化対策の一環として、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、病気の早期発見や治療を支援するため、 <u>中学3年生までの入院・通院に係る医療費を助成します。</u>	<u>中学生まで(15歳に達した日以後の最初の年度末まで)</u>
ひとり親家庭医療助成事業	子育て支援課	所得税非課税世帯を対象に入院・通院の医療費を県市共同で助成するほか、児童扶養手当の所得制限限度額未満の世帯に対しても市独自に助成し、ひとり親家庭の経済的負担の軽減と生活の安定に寄与します。	20歳未満の児童とひとり親
ひとり親家庭等自立支援給付金	子育て支援課	ひとり親家庭の自立支援を図るため、職業能力開発講座の受講又は看護師、介護福祉士等の資格の取得に係る費用の一部を支給します。	20歳未満の児童のひとり親
母子父子寡婦福祉資金の貸付	子育て支援課	ひとり親家庭等に対して、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、その扶養している児童の福祉を増進するため、各種資金の貸付けを行います。	ひとり親家庭等
児童手当支給事業	子育て支援課	児童を養育している人に <u>児童手当</u> を支給することにより、 <u>家庭等での</u> 生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成を図ります。	中学生まで(15歳に達する日以後の最初の年度末までの児童)
児童扶養手当支給事業	子育て支援課	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、児童扶養手当法に基づき手当を支給します。	<u>20歳未満で一定の障害がある場合を除き18歳に達する日以後最初の年度末までの児童</u>
特別児童扶養手当の支給	障がい福祉課	身体又は精神に中度以上の障がいを持つ20歳未満の児童と生計同一で監護している父若しくは母又は父母に代わって養育している者に対し手当を支給します。	20歳未満
障害児福祉手当の支給	障がい福祉課	身体障がいや知的障がいを有するため、日常生活で常時の介護を必要とする20歳未満の児童に対し障害児福祉手当を支給します。	20歳未満
松山市重度心身障害児福祉年金	障がい福祉課	身体障害者手帳(1～3級)又は療育手帳 <u>A・B(中度)</u> を持つ20歳未満の児童と生計同一で現に監護する者に対し、松山市重度心身障害児福祉年金を支給することで、障がい児家庭の生活の安定と福祉の増進を図ります。	20歳未満

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針	対象・対象年齢
重度心身障害者医療費助成事業	障がい福祉課	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は療育手帳B(中度)と身体障害者手帳両方の所有者に対し、医療費の助成を行うことで重度心身障害者の健康管理の向上に寄与し、生活の安定と福祉の増進を図ります。	全年齢
就学援助費支給事業	学校教育課 保健体育課	経済的理由によって就学困難な児童生徒等の保護者に対し、就学に必要な費用を援助し、小・中学校での義務教育の円滑な実施に努めます。就学に必要な援助として、学校給食費、学用品通学用品校外活動費、新入学児童生徒学用品費等(入学準備金)、修学旅行費、少年自然の家費などを支給します。	小・中学生
子育て支援サービス利用料の助成【再掲】	子育て支援課	推進施策【2-1】参照	ファミサポ:生後6か月～小学生 <u>まで</u> の子ども <u>の</u> 保護者 シルバー人材:1歳～小学生 <u>まで</u> の子ども <u>の</u> 保護者
地域保育所保育料補助事業	保育・幼稚園課	(教育・保育部会で審議)	
子育て応援券交付事業【再掲】	子育て支援課	推進施策【2-1】参照	<u>第2子以降の満1歳未満の子ども</u> の保護者
子ども健全育成事業(土曜塾)【再掲】	生活福祉総務課 子育て支援課	推進施策【8-2】参照	<u>生活保護世帯、低所得者世帯、児童扶養手当全部支給世帯</u> の中学生